北海道森林吸収源対策推進計画の概要

経緯

- ▶ 平成27年(2015年)12月、「パリ協定」採択。同年7月「日本の約束草案」において、2030年度の温室 効果ガス削減目標を決定 〔森林吸収源対策により、約2,780万t-CO2の吸収量を確保〕
- ▶ 平成30年3月、道は、地球温暖化防止に積極的に貢献するため「北海道森林吸収源対策推進計画」 を見直し
- ▶ 令和2年(2020年)3月、道は「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを目指す」と表明
- ▶ 令和3年(2021年)3月、2050年ゼロカーボン北海道の実現に向けて「北海道地球温暖化対策推進計画(第3次)」を策定

改定のポイント

- ■「北海道地球温暖化対策推進計画」の削減目標との調和を図り、**2030年度における道の森林吸収 量の目標を新たに設定**
- 森林吸収源対策を総合的に推進し、地球温暖化対策に貢献するため、**新たな施策を展開**
- 計画期間は、北海道地球温暖化対策推進計画との調和を図り、令和12年度(2030年度)まで延長

計画の展開方向

1 森林の整備・保全の推進

【健全な森林の整備】

- ・計画的な伐採と着実な再造林による森林資源の若返り
- •成長の旺盛な優良種苗の安定供給
- ・森林経営管理制度等を活用した長期間放置された森 林の整備
- 適切な間伐等の推進
- ・多様で健全な森林づくりの推進

【保安林等の適切な管理・保全の推進】

- ・計画的な保安林の配備と保全の推進
- ・公益的機能の低下した保安林の整備
- •森林パトロールなどによる山地災害等の未然防止
- エゾシカなどによる森林被害への対策の推進

【効率的かつ安定的な林業経営の推進】

- ・路網の整備など森林施業の低コスト化の促進
- ・地域の森林づくりを担う人材の育成・確保や労働環境の改善
- ・登録制度の活用などによる林業事業体の経営力の強化

2 木材及び木質バイオマスの利用の促進

【地域材の利用の促進】

- ・公共建築物をはじめとした木造化・木質化の促進
- ・道産CLTなど新たな木材需要の創出と供給体制の整備

【木質バイオマスのエネルギー利用の促進】

- ・木質バイオマスボイラー等の導入による利用促進と普及
- ・熱電併給施設などへの安定的・効率的な木質バイオマスの供給体制づくり

【木材産業の競争力の強化の推進】

- ・付加価値が高い品質や性能の確かな製品の供給体制の構築
- ・生産規模の拡大など効率的な加工・流通体制の整備

3 道民参加の森林づくり等の推進

【森林づくりや木材の利用に対する道民理解の促進】

- ・森林づくりや木材利用の意義などに関する情報の発信
- ・森林体験活動など森林や木材にふれあう機会の充実

【道民参加の取組の推進】

- •森林活動のリーダーとなる木育マイスターの育成と活用
- ・企業やNPOなど民間主体の木育活動の促進

森林吸収量の目標

◆ 国の森林吸収量の目標算定の考え方を踏まえ、2030年度(令和12年度)において、 約480万t-CO2の吸収量を確保(道の温室効果ガス排出量削減目標の約2割に相当)

2050年のゼロカーボン北海道の実現に向けて 二酸化炭素を吸収する活力ある森林づくりを推進